独立行政法人国立高等専門学校機構ソフトウェア管理規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第94号制定 平成21年7月8日 一部改正 平成22年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)における ソフトウェアの利用及び適切な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
 - ソフトウェア コンピュータ上で稼動するライセンスを必要とするプログラムをいう。
 - 二 オリジナルディスク ソフトウェアが記録されたメディアで、ソフトウェアの著作権者 又は著作権者から許諾を得た者が記録し、作成したものをいう。
 - 三 ライセンス ソフトウェアの購入,使用許諾契約の締結等に基づき,ソフトウェアを適 法に使用することができる権利をいう。
 - 四 管理単位 ソフトウェア管理が実施される範囲をいう。
 - 五 ライセンス管理台帳 取得したライセンスが記載された帳票(ソフトウェア管理をシステムで行う場合は、当該システムから出力された帳票を含む。)をいう。
 - 六 コンピュータ別ソフトウェア資産管理台帳 管理すべきコンピュータにインストール されたソフトウェアが記載された帳票(ソフトウェア管理をシステムで行う場合は,当該 システムから出力された帳票を含む。)をいう。
 - 七 ライセンス利用管理台帳 取得したライセンスの利用状況が記載された帳票(ソフトウェア管理をシステムで行う場合は、当該システムから出力された帳票を含む。)をいう。
 - 八 著作権 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権をいう。
 - 九 学校 機構が設置する各国立高等専門学校をいう。
 - 十 教職員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 機構に勤務する常勤又は非常勤の教職員(委託又は派遣契約等により機構において就 労する者を含む。)
 - イ 学校に在籍する学生(研究生,聴講生及び科目等履修生を含む。)

(適用範囲)

第3条 この規則は、ノート型、デスクトップ型その他の形態を問わず、機構が所有するすべてのコンピュータにインストールされている又はインストールされることとなるすべてのソフトウェアについて適用する。

(ソフトウェア総括管理者)

- **第4条** 機構にソフトウェア総括管理者(以下「総括管理者」という。)を置き,理事長が指 名する理事をもって充てる。
- 2 総括管理者は、機構におけるソフトウェア管理の実施について総括する。

(ソフトウェア管理責任者)

- **第5条** 機構本部及び学校にそれぞれソフトウェア管理責任者(以下「管理責任者」という。) を置き、機構本部においては事務局長を充て、学校においては校長をもって充てる。
- 2 管理責任者は、所管する機構本部又は学校のソフトウェア管理の実施について責任を有す るものとする。

(ソフトウェア管理担当者)

- **第6条**機構本部及び学校にそれぞれソフトウェア管理担当者(以下「管理担当者」という。) を一名以上置き、管理責任者が指名する。この場合において、管理担当者を複数名置く場合 は、各管理担当者を総括する者としてソフトウェア総括管理担当者(以下「総括管理担当者」 という。)を置くこととし、管理担当者の中から管理責任者が指名する。
- 2 管理担当者は、管理責任者の指示により割り当てられた範囲のソフトウェア管理の実施に ついて責任を有するものとする。

(購入手続き)

第7条 管理責任者は、教職員等がソフトウェアを購入する場合には管理担当者を介して財務 担当の購入部署に購入依頼する体制を整備しなければならない。

(管理)

- **第8条** 管理担当者は、ソフトウェア管理について、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 納入されたソフトウェアを検品するとともに、使用許諾契約の締結、ユーザー登録その他によって、ソフトウェア取得のために必要な手続きを経たうえで、申請した教職員等のコンピュータにインストール作業を行うこと。この場合において、管理担当者がインストール作業を直接行うことが困難な場合には、教職員等が適切にインストール作業を行うための体制を整備すること。
 - 二 ソフトウェアのオリジナルディスク,使用許諾契約書及びライセンス証明書等の適切な管理を行うこと。
 - 三 教職員等の申請によりソフトウェアのアンインストール,廃棄,譲渡,使用許諾契約の 解除及びハードディスクの廃棄等を行う場合は,ソフトウェア解約のための必要な措置及 び著作権を侵害する行為を防止するために必要な措置を施すこと。この場合において,管 理担当者がアンインストール作業を直接行うことが困難な場合には,教職員等が適切にア ンインストール作業を行うための体制を整備すること。

(管理台帳)

第9条 管理担当者は、別紙様式1によりライセンス管理台帳を作成し、これに必要な事項を 記載しなければならない。

- 2 管理担当者は、ソフトウェアをコンピュータにインストールしたとき(管理担当者の承諾を得て、教職員等がインストールする場合を含む)は、別紙様式2によりコンピュータ別ソフトウェア資産管理台帳及び別紙様式3によりライセンス利用管理台帳を作成し、これに必要な事項を記載するとともに、直ちに、管理責任者に提出しなければならない。
- 3 管理担当者は、コンピュータにインストールされたソフトウェアについて、アンインストール、廃棄その他の理由に基づく変動があったときは、別紙様式2により作成したコンピュータ別ソフトウェア資産管理台帳及び別紙様式3により作成したライセンス利用管理台帳に記載するとともに、直ちに、管理責任者に提出しなければならない。
- 4 前2項において、総括管理担当者を置く場合は、各管理担当者は別紙様式3により作成したライセンス利用管理台帳を総括管理担当者に提出することとし、総括管理担当者は変動箇所をとりまとめのうえ、管理責任者に提出しなければならない。
- 5 管理責任者は、前3項の報告に基づき、機構本部及び学校において別紙様式3により作成 したライセンス利用管理台帳を総括管理者に提出しなければならない。

(検査)

- **第10条** 管理責任者は、毎事業年度につき1回、ソフトウェア管理の適正確保のため、当該管理にかかわるソフトウェア並びに別紙様式2により作成したコンピュータ別ソフトウェア資産管理台帳及び別紙様式3により作成したライセンス利用管理台帳について検査しなければならない。
- 2 管理責任者は、前項の検査結果を総括管理者に報告しなければならない。
- 3 管理責任者は、第1項による検査の結果、教職員等に著作権を侵害する行為があると認め られたときは、直ちに総括管理者に報告しなければならない。
- 4 総括管理者は、前項の報告をもって直ちに理事長に報告しなければならない。

(監査)

- **第11条** 総括管理者は、ソフトウェア管理の適正確保のため、定期的に監査を実施しなければならない。
- 2 総括管理者は、前項の監査結果を理事長に報告しなければならない。
- 3 総括管理者は,第1項による監査の結果,教職員等が著作権を侵害する行為があると認め られたときは,直ちに理事長に報告しなければならない。

(リスク分析及び評価)

- **第12条** 管理責任者は、ソフトウェア管理において、次の各号に掲げるリスク分析及び評価を行い、定期的に反映させなければならない。
 - 一 ライセンスの使用許諾契約等に違反する行為その他ソフトウェアの使用に関し法令等に違反する行為をすることにより生じるリスク
 - 二 ソフトウェアと IT インフラストラクチャの関係性によって生じる運用障害のリスク
 - 三 不適切なソフトウェア管理により生じるライセンス取得コスト及びその他の IT サポートコストの過度な出費リスク
 - 四 ソフトウェア資産に関する分散管理方法や集中管理方法に伴うリスク

(法令及び使用許諾契約の周知)

第13条 総括管理者,管理責任者及び管理担当者は,著作権法その他の関係法令及び使用許 諾契約書の内容を,ソフトウェアの使用者に周知しなければならない。

(教育)

第14条 管理責任者は、管理担当者及び教職員等に対して、ソフトウェア管理についての理解を深めるとともに、意識の高揚を図るために必要な教育研修を行うものとする。

(教職員等の責務)

- **第15条** 教職員等は、ソフトウェア管理について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ー ソフトウェアの購入,インストール,アンインストール,廃棄,譲渡,使用許諾契約の 解除及びハードディスクの廃棄等を行おうとする場合は事前に管理担当者に申請するこ と。
 - 二 管理担当者の承諾なく、機構の所有するソフトウェアのオリジナルディスク及び当該複製物を機構外に持ち出さないこと。
 - 三 管理担当者の承諾なく,個人で所有するソフトウェアを機構の所有するコンピュータに インストールしないこと。
 - 四 管理担当者の承諾に基づき、教職員等が自らコンピュータにソフトウェアをインストール及びアンインストールした場合には、速やかに、当該ソフトウェアを所管する管理担当者に報告すること。

(著作権を侵害する行為への対応)

- **第16条** 管理担当者は、教職員等から著作権を侵害する行為に関する報告を受けた場合は直 ちに管理責任者に報告することとし、管理責任者はその報告をもって直ちに総括管理者に報 告しなければならない。
- 2 総括管理者は、第11条第3項に基づき著作権の侵害行為を報告した場合は、直ちに管理 責任者に指示を行わなければならない。
- 3 管理責任者は,第10条第3項又は本条第1項に基づき著作権の侵害行為を報告した場合は,総括管理者の指示(前項の指示を含む。)に従うとともに,直ちに管理担当者に指示を行わなければならない。
- 4 管理担当者は、管理責任者から前項に関する指示を受けた場合は、速やかに対応しなければならない。

(懲戒処分等)

第17条 教職員等がこの規則に定める事項に違反した場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則(機構規則第6号)、独立行政法人国立高等専門学校機構船員就業規則(機構規則第7号)、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則(機構規則第11号)、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤船員就業規則(機構規則第12号)又は独立行政法人国立高等専門学校機構懲戒規則(機構規則第30号)により相当とされる懲戒処分等を行うことがある。

(損害賠償責任等)

第18条 教職員等がこの規則に定める事項に違反し著作権を侵害する行為により起こした 損害の賠償については、当該違反が教職員等の故意又は重大な過失による場合には、機構か ら当該教職員等に対し求償することができる。

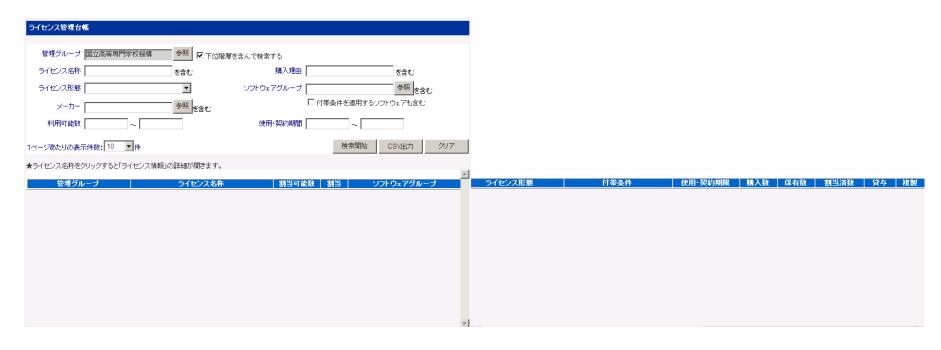
(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、ソフトウェア管理について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(平成21年7月8日) この規則は,平成21年7月8日から施行する。

附 則(平成22年4月1日一部改正) この規則は,平成22年4月1日から施行する。

別紙様式1 (第9条関係)



別紙様式2



別紙様式3 (第9条関係)

ライセンス利用管理台帳										
管理グループ 国	立高等専門学	校機構	- 参照 ▶	下位陛届老	さんで検索する	z.				
ソフトウェアグルーブ 🏻			参照を含む		570 CIR# 9 1	2				
_				_		検索	開始(SV出力	クリア	
★ソフトウェア名をクリックするとライセンス管理台帳を開きます。										
ソフトウェアグループ名	ライセンス数 アップ		インスト・ ダウン					過不足	割当残	
	所有数	グレード 割当	グレード権 行使	合計	割当済	未割当	合計			
										À
1									Þ	_